

2015年1月15日 全9頁

# 本人確認等に係る犯収法の2014年改正

## 犯罪収益移転防止法（犯収法）の2014年改正

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

### [要約]

- 2014年11月19日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。
- マネー・ローンダリングの防止等を目的として、事業者（銀行など）による顧客等の取引時確認（いわゆる本人確認など）、確認の記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の制度を定めた法律を改正するものである。
- 疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備、コルレス契約締結時の厳格な確認義務の明示、事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充などが行われている。
- 今後、政省令の改正などが行われることになるとと思われる。その中で、本人確認の書類についての改正なども行われる可能性もある。

### 1. 犯罪収益移転防止法（犯収法）の改正

第187回国会（臨時国会）において「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「**改正法**」）が、2014年（平成26年）11月19日に成立した<sup>(注1)</sup>。そして同月27日に公布された。

(注1) 法案（「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」）  
段階の資料は、警察庁の以下のウェブサイト参照。

<http://www.npa.go.jp/syokanhourei/kokkai/index.htm>

この改正法は、**犯罪収益移転防止法**もしくは**犯収法**と呼ばれることがある「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「**犯罪収益移転防止法**」）を改正する法律である。犯罪収益移転防止法とは、マネー・ローンダリングの防止等を目的とした法律である。なお、「マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）とは、一般に犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為を言います。」と、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課の犯罪収益

移転防止対策室（以下、「**J A F I C**」）の以下のウェブサイトには、記載されている<sup>(注2)</sup>。

(注2) J A F I Cの以下のウェブサイト参照。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/maneron/manetop.htm>

犯罪収益移転防止法は、マネー・ローンダリングの防止等を目的として、事業者（銀行など）による顧客等の取引時確認（いわゆる本人確認など）、確認の記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の制度を定めている<sup>(注3)</sup>。

(注3) 犯罪収益移転防止法については、J A F I Cの以下のウェブサイトに掲載されている「犯罪収益移転防止法の概要（平成25年4月1日以降の特定事業者向け）」を参照。なお、これは、現行（改正前）の犯罪収益移転防止法の解説である。

[http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law\\_com.htm](http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm)

## 2. 背景

マネー・ローンダリング対策等における国際協力を推進する政府間会合として、F A T F（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）が存在する。2014年2月現在、34カ国・地域及び2つの国際機関が参加している。F A T Fはマネー・ローンダリング対策等のために各国がとるべき措置の基準を定めるなどし、各国における対策を主導している。

日本もF A T Fに参加しているが、F A T Fが定める基準を満たしていないと指摘されてきた。そこでその指摘に対応すべく検討が行われ、この一環として犯罪収益移転防止法の見直しが検討された<sup>(注4)</sup>。そして、F A T Fの6月会合において、日本に対してマネー・ローンダリング対策等の不備等に迅速に対応するよう促す声明が公表されたことも踏まえて、「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会報告書」（以下、「**報告書**」）<sup>(注5)</sup>が2014年7月17日に公表された。このような状況の下、犯罪収益移転防止法が改正された<sup>(注6)</sup>。

(注4) 他にも「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」（2014年11月19日成立、同月27日公布）の制定などが行われている。

(注5) 報告書については、J A F I Cの以下のウェブサイト参照。なお、後述の通り、報告書で取り上げられたすべての内容が改正法に反映されているわけではない。今後、政省令の改正などで反映されるものもあると思われる。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kondankai/kondankai.htm>

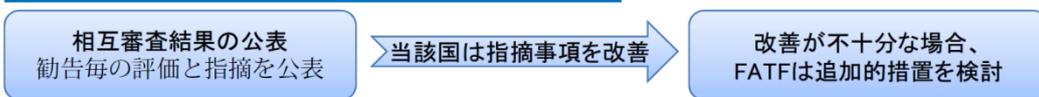
図表1 FATF勧告に対応する必要性

## FATF勧告に対応する必要性

### FATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)

- マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合。34の国・地域及び2国際機関が参加。
- 各国が遵守すべき国際標準(FATF勧告)を策定。参加国における勧告の遵守状況を監視するため相互審査を実施。

### ● 相互審査後のプロセスと我が国の状況



### H26.6 FATFが日本に迅速な対処を促す声明を公表

(声明内容一部抜粋)

FATFは、日本が第三次相互審査報告書において指摘された多くの深刻な不備事項をこれまで改善してこなかったことを懸念。

FATFは、日本が、必要な法案を成立させることを含め、マネロン及びテロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す。

➡ **我が国はFATF勧告遵守の取組について最も遅れた国の一つ**

### ● 課題(警察庁)

顧客管理の強化

テロリストの資産凍結

仮に、これらの課題について法整備がなされない場合

- 本年10月及び来年2月のFATF会合において、日本がマネロン・テロ資金供与対策のハイリスク国として国名公表される可能性が高い

**国名公表国の例** (2014年6月、グレーリスト)

イラク、スーダン、ジンバブエ、キューバなど

➡ **我が国の金融機関の海外取引に支障が生じる可能性**

- 国際的な連携が求められるマネロン・テロ資金供与対策において、制度を国際標準(FATF勧告)に合わせることができない

➡ **我が国がマネロン・テロ資金供与対策の抜け穴になる可能性**

(出所) 警察庁のウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/syokanhourei/kokkai/index.htm>) に掲載されている「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」(2014年10月10日国会提出)に関する「参考資料1」

(注) 図表中「本年」とあるのは、2014年(平成26年)のこと

(注6) より詳しい背景については、報告書や図表1を参照。

### 3. 2014年の改正法の概略

今回の改正は、大きく次の3点である。

- (1) 疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備
- (2) コルレス契約締結時の厳格な確認義務の明示
- (3) 事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充

これらの概略は以下の通りである。なお、犯罪収益移転防止法の参照条文を掲げる際は、原則、改正後の条文を掲げることにする。

#### (1) 疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備

##### 1) 事業者による疑わしい取引の判断方法の明確化

銀行等の一定の事業者は、それぞれの一定の事業に係る取引において、收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合などには、行政庁<sup>(注7)</sup>に届出をしなければならない(犯罪収益移転防止法8条参照)。この届出を一般に「**疑わしい取引の届出**」と呼ぶ。

(注7) 事業者ごとに届出する行政庁(官庁)の窓口が定められている。例えば、現行では、銀行は金融庁監督局総務課特定金融情報第2係とされている(注3の「犯罪収益移転防止法の概要(平成25年4月1日以降の特定事業者向け)」参照)。

現行では(改正前は)、この疑わしい取引に該当するか否かの判断方法については、参考事例がガイドラインで例示されている場合<sup>(注8)</sup>もあるが、犯罪収益移転防止法そのものには「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」とのみ規定されているだけである。なお、**取引時確認**とは、一般に、「特定事業者」<sup>(注9)</sup>と呼ばれる一定の事業者(例えば、銀行など)が、「特定取引等」と呼ばれる所定の取引(例えば、預貯金契約の締結など)に際して行わなければならない確認のことを言う(犯罪収益移転防止法4条参照)。例えば、現行の場合、氏名・住居・生年月日などの本人特定事項や、取引を行う目的などを確認することが規定されている。

(注8) 例えば、金融庁の以下のウェブサイトに掲載されている「疑わしい取引の参考事例」がある。

<http://www.fsa.go.jp/str/jirei/index.html>

(注 9) 「特定事業者」という用語は、犯罪収益移転防止法の中でも、条文などにより少しずつ違う意味で使われていることがあるので注意が必要である。

今回、現行のように犯罪収益移転防止法に「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」とのみ規定されているだけでは不十分として、疑わしい取引に該当するか否かの判断方法について、犯罪収益移転防止法上でより明確化するための改正が行われた。具体的には、銀行等の一定の事業者は、取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び犯罪収益移転危険度調査書（後述の「2」）参照）の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により、疑わしい取引であるかどうかを判断しなければならない旨が、犯罪収益移転防止法で規定された。これをより平易に言えば、マネー・ローンダリングに悪用されるリスクに応じて、疑わしい取引の判断の方法を主務省令で規定するので、その規定を基にしつつ、銀行等の一定の事業者は、各々、取引ごとのリスクに応じて、疑わしい取引か否か判断しなければならないということになる（図表 2 参照）<sup>(注 10)</sup>。

(注 10) 衆議院の以下のウェブサイトに掲載されている、2014 年 11 月 5 日開催の衆議院の内閣委員会の議事録には、次の記述が存在する（共に樹下政府参考人の発言より引用）。

今回の法改正によりまして、疑わしい取引の判断の方法というのを主務省令で定めるということにしておるところでございます。もちろん、よりの確に疑わしい取引についての届け出をしていただくということでもありますので、業者の方にも一定の負担は生じるだろうというふうに考えているところでございます。

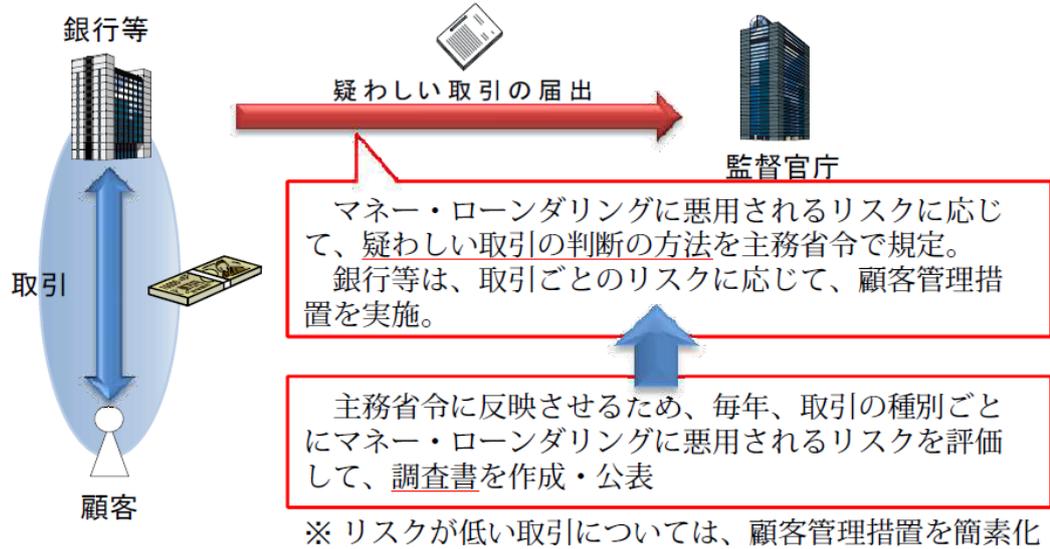
また、今回の法改正によりまして、毎年、取引の種別ごとにマネーローンダリングに悪用されるリスクというものを国家公安委員会が評価することとしております、その結果を踏まえまして、例えば、一定の種類のリスクの低い取引につきましては、顧客管理措置を簡素化することなどで事業者の負担軽減についても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000218720141105008.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000218720141105008.htm)

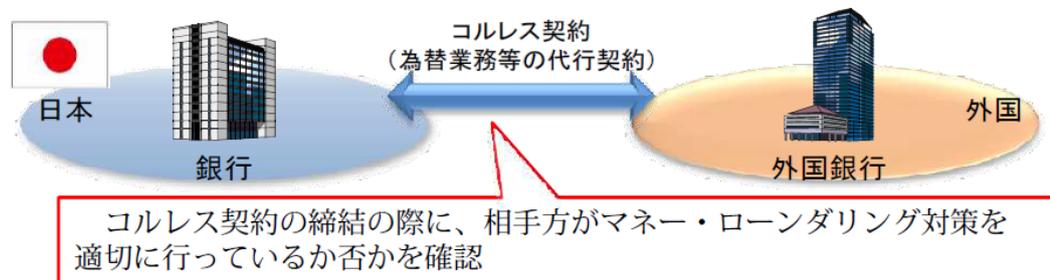
図表 2 犯罪収益移転防止法の一部改正の概要

## 犯罪収益移転防止法改正案の概要

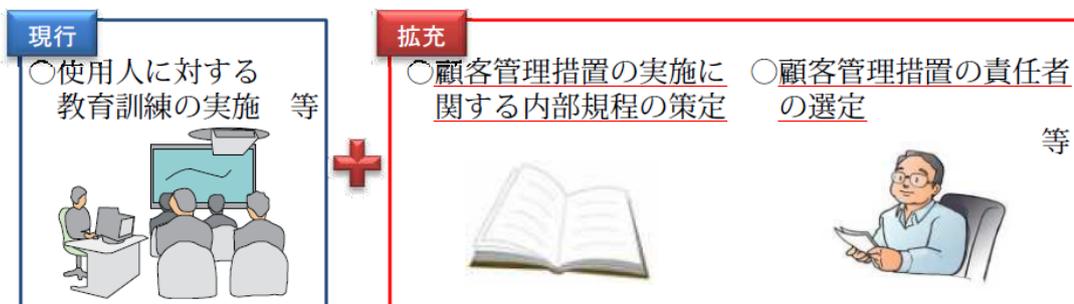
### 1 疑わしい取引の判断方法の明確化



### 2 コルレス契約締結時の厳格な確認



### 3 事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充



(出所) 警察庁のウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/syokanhourei/kokkai/index.htm>) に掲載されている「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」(2014年10月10日国会提出)に関する「参考資料2」

## 2) 犯罪収益移転危険度調査書の作成、公表

国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した「**犯罪収益移転危険度調査書**」を作成し、これを公表するものと今回の改正でされた（犯罪収益移転防止法3条3項参照）<sup>(注11)</sup>。より平易に言えば、毎年、取引の種別ごとにマネー・ローンダリングに悪用されるリスクを国の機関たる国家公安委員会が評価し、公表するように改正されたということである。この犯罪収益移転危険度調査書は、前述の「1)」の疑わしい取引の判断の方法を定める主務省令等の制定、改正などに反映されていくものと思われる。

（注 11）犯罪収益移転法が何らかの義務を課している事業者は主に「特定事業者」（犯罪収益移転防止法2条2項参照）であるといえるが、犯罪収益移転危険度調査書の作成に係る対象は「特定事業者その他の事業者」であるので、それより広いといえる。それゆえ、「犯罪収益移転危険度調査書」で現行の特定事業者以外の問題が指摘されるようになれば、現行以上に規制対象が広がっていくこともありうると思われる。

## （2）コルレス契約締結時の厳格な確認義務の明示

銀行等の事業者は、外国の銀行等とコルレス契約を締結する際には、相手方がマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか否かを確認しなければならないと、犯罪収益移転防止法で規定された（犯罪収益移転防止法9条参照）<sup>(注12)</sup>。なお、**コルレス契約**とは、一般に外国の銀行等と締結する、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約のことである。

（注 12）現行の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」25条には、銀行等は、外国の銀行等とコルレス契約を締結する際に、相手方がマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか否かの情報収集などに努めなければならないことが規定されている。また、現行の「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-3-1-3-1-2（1）②など参照。

## （3）事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充

一定の事業者が講ずるよう努めなければならない措置として、今回の改正では次に掲げる措置が追加された（犯罪収益移転防止法11条参照）<sup>(注13)</sup>。なお、改正前後を通じて、「使用人に対する教育訓練の実施」が努力義務の対象となっている。

- ①取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
- ②取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任
- ③その他犯罪収益移転防止法3条3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

(注13) 現行の「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-3-1-3-1-2(1)など参照。これによれば、主要行では①②と同様なことが求められていたともいえる。

#### (4) 施行日

原則として、公布の日(2014年11月27日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定である。

ただし、「犯罪収益移転危険度調査書の作成、公表」(前述の「3.(1)2)」の部分については、公布の日(2014年11月27日)から施行されている。

## 4. 今後の注目点

犯罪収益移転防止法の改正(より具体的には改正法)の完全施行に向け、今後、政省令の改正などが行われることになるので、注意が必要である。

また、今回の犯罪収益移転防止法の改正では、報告書で取り上げられたすべての内容が反映されているわけではない。例えば、いわゆる本人確認時に使用されている写真なし証明書の取扱いに関する部分の議論などは、今回の犯罪収益移転防止法の改正では反映されていない<sup>(注14)</sup>  
(注15)。

(注14) 報告書でいう「写真なし証明書」は、「健康保険証等の顔写真が付いていない書類」を指している(報告書6ページ参照)。本人確認に用いることができる証明書類について定めている、現行の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」6条も参照。

(注15) 報告書(6ページ)には、写真なし証明書の取扱いに関して、次の記述が存在する。

従って、写真なし証明書については自然人の本人確認書類として引き続き利用を認めることが必要であるが、F A T F の指摘に対応するため、写真なし証明書を利用する場合には補完的な確認措置を求めることが必要であると考えます。

補完措置としては、まず、顧客の住居に宛てて転送不要郵便で取引関係文書を送付することが考えられる。ただし、この補完措置は銀行口座の開設等の継続的な取引関係の開始に当たっては利用可能であるものの、一見取引で即時性が求められるものには不適當であることから、異なる本人確認書類や公共料金の領収書などの追加書類を求めることなども補完措置として検討すべきである。

このような、今回の犯罪収益移転防止法の改正で反映されていない、報告書の内容については、今後、政省令の改正などで反映されるものもあると思われるので、その点にも注意が必要である<sup>(注16)</sup>。

(注16) 注10で紹介した、2014年11月5日開催の衆議院の内閣委員会の議事録には、次の記述が存在する(樹下政府参考人の発言より引用)。

まず、犯罪収益移転防止法関係についてお答えをいたします。

顧客管理の充実に关しましては、F A T F 第三次対日相互審査におきまして不十分という指摘がなされたところでありまして、今回の改正案におきましては、疑わしい取引の届け出に関する判断の方法を主務省令で定めること、コルレス契約締結の際の確認義務に関する規定を整備すること、取引時確認等の措置を的確に行うための体制整備等の努力義務の拡充を行うことにより、F A T F の指摘に込えようとするものでございます。

なお、F A T F の指摘事項には政省令により対応することもありますので、本改正の施行準備とあわせまして、関係省庁や業界の御意見を伺いながら検討を進め、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。